

## 第10節 住宅の応急確保

本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

### 第1 被災住宅の応急修理

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。ただし、大阪府から委任を受けた場合は、本町が実施する。

### 第2 住居障害物の除去

- 1 本町は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 本町は、障害物の除去について、大阪府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請を行う。

### 第3 応急仮設住宅の建設

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、本町と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。  
ただし、大阪府から委任を受けた場合は、本町が実施する。

- 1 応急仮設住宅の管理は、本町が協力して、これを行う。
- 2 本町が協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

#### 第4 公共住宅への一時入居

本町及び大阪府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、大阪府・町営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

#### 第5 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 本町は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 本町は、大阪府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。